

旅客営業規則の一部改正（「スーパーこまち号」の「こまち号」統一等に伴う改正）

現行	改正																		
(前略)	(前略)																		
<p>(急行券の発売)</p>	<p>(急行券の発売)</p>																		
<p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>	<p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p>																		
(中略)	(中略)																		
<p>8 第 2 項第 1 号の規定により、旅客が東京・新青森間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車 <u>スーパーこまち号</u>（以下これらを「はやぶさ号等」という。）とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により 1 枚の特別急行券を発売する。</p>	<p>8 第 2 項第 1 号の規定により、旅客が東京・新青森間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により 1 枚の特別急行券を発売する。</p>																		
(中略)	(中略)																		
<p>(乗継急行券の発売)</p>	<p>(乗継急行券の発売)</p>																		
<p>第 57 条の 2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第 1 号に規定する○印の 1 個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。</p>	<p>第 57 条の 2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第 1 号に規定する○印の 1 個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。</p>																		
<p>(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）</p>	<p>(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">急</th> <th style="width: 85%;">行 列 車</th> <th style="width: 10%;">乗 継 駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口</td> <td>奥羽本線を経由する特別急行列車（津軽新城以遠（鶴ヶ坂方面）の各駅と新青森駅又は青森駅との相互間に乗車する場合に限る。） ○津軽線及び海峡線を経由する急行列車</td> <td>新青森駅又は青森駅</td> </tr> </tbody> </table>	急	行 列 車	乗 継 駅	(中略)			口	奥羽本線を経由する特別急行列車（津軽新城以遠（鶴ヶ坂方面）の各駅と新青森駅又は青森駅との相互間に乗車する場合に限る。） ○津軽線及び海峡線を経由する急行列車	新青森駅又は青森駅	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">急</th> <th style="width: 85%;">行 列 車</th> <th style="width: 10%;">乗 継 駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">口</td> <td>奥羽本線を経由する特別急行列車（津軽新城以遠（鶴ヶ坂方面）の各駅と新青森駅又は青森駅との相互間に乗車する場合に限る。） ○津軽線及び海峡線を経由する急行列車</td> <td>新青森駅又は青森駅</td> </tr> </tbody> </table>	急	行 列 車	乗 継 駅	(中略)			口	奥羽本線を経由する特別急行列車（津軽新城以遠（鶴ヶ坂方面）の各駅と新青森駅又は青森駅との相互間に乗車する場合に限る。） ○津軽線及び海峡線を経由する急行列車	新青森駅又は青森駅
急	行 列 車	乗 継 駅																	
(中略)																			
口	奥羽本線を経由する特別急行列車（津軽新城以遠（鶴ヶ坂方面）の各駅と新青森駅又は青森駅との相互間に乗車する場合に限る。） ○津軽線及び海峡線を経由する急行列車	新青森駅又は青森駅																	
急	行 列 車	乗 継 駅																	
(中略)																			
口	奥羽本線を経由する特別急行列車（津軽新城以遠（鶴ヶ坂方面）の各駅と新青森駅又は青森駅との相互間に乗車する場合に限る。） ○津軽線及び海峡線を経由する急行列車	新青森駅又は青森駅																	

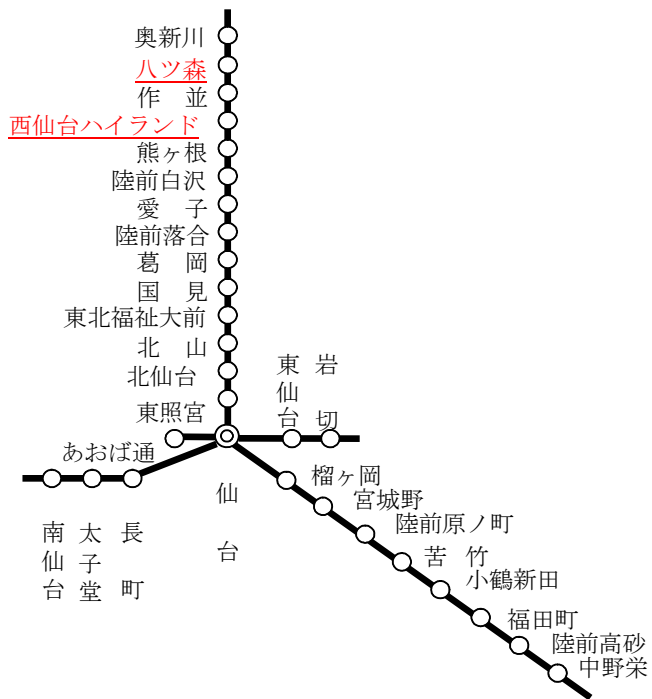
現行			改正		
	(新青森駅又は青森駅と津軽今別以遠 (竜飛海底 方面)の各駅との相互間を乗車する場合に限る。)			(新青森駅又は青森駅と津軽今別以遠 (木古内 方面)の各駅との相互間を乗車する場合に限る。)	
(以下略)			(以下略)		
(中略)			(中略)		
(特別車両券の発売)			(特別車両券の発売)		
第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。			第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。		
(中略)			(中略)		
3 前項第 1 号の規定により、1 個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が E 5 系車両 の特別車両グランクラス (以下「グランクラス」という。) を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により 1 枚の特別車両券を発売する。			3 前項第 1 号の規定により、1 個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が 新幹線の特別急行列車 の特別車両グランクラス (以下「グランクラス」という。) を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって別に定めるときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により 1 枚の特別車両券を発売する。		
(1) 特別急行列車なすの号及び別に定める特別急行列車 (以下これらを「なすの号等」という。) 以外のグランクラスとなすの号等のグランクラスとを乗り継いで乗車するとき			(1) 特別急行列車なすの号、 あさま号 及び別に定める特別急行列車 (以下これらを「なすの号等」という。) 以外のグランクラスとなすの号等のグランクラスとを乗り継いで乗車するとき		
(中略)			(中略)		
(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)			(特定都区市内にある駅に関連する片道普通旅客運賃の計算方)		
第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内 (川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。)、名古屋市内、京都市内、大阪市内 (新加美駅を除く。)、神戸市内 (道場駅を除く。)、広島市内 (海田市駅及び向洋駅を含む。)、北九州市内、福岡市内 (姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。)、仙台市内又は札幌市内 (以下これらを「特定都区市内」という。) にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅 (以下「中心駅」という。) から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区			第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内 (川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。)、名古屋市内、京都市内、大阪市内 (新加美駅を除く。)、神戸市内 (道場駅を除く。)、広島市内 (海田市駅及び向洋駅を含む。)、北九州市内、福岡市内 (姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。)、仙台市内又は札幌市内 (以下これらを「特定都区市内」という。) にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の◎印の駅 (以下「中心駅」という。) から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える区間内にある駅との相互間の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。ただし、特定都区		

現行

市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

(中略)

(10) 仙台市内



(中略)

(大人急行料金)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

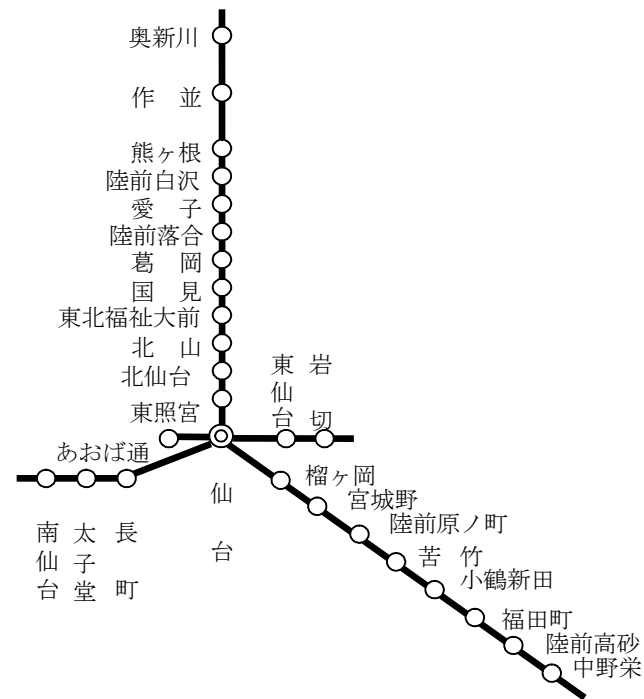
- (1) 特別急行料金
- イ 新幹線

改正

にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

(中略)

(10) 仙台市内



(中略)

(大人急行料金)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別急行料金
- イ 新幹線

現行	改正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ハ) 自由席特急料金 a b、c 及び d 以外の自由席特急料金 別表第 2 号ツ、ネ、ナ、ラ、ム及びウに定める料金から 510 円を低減した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人座席指定料金の特定) 第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。 (1) 北海道旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、300 円とする。ただし、別に定める場合は、800 円とする。</p> <p><u>(2)</u> 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、310 円とする。 <u>(3)</u> 九州旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、300 円とする。ただし、別に定める場合は、500 円又は 800 円とする。 <u>(4)</u> 前各号以外の区間で、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する期間内の場合は、別に定める場合を除き 310 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(ハ) 自由席特急料金 a b、c 及び d 以外の自由席特急料金 別表第 2 号ツ、ネ、ナ、<u>ナの 2、</u>ラ、ム及びウに定める料金から 510 円を低減した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人座席指定料金の特定) 第 139 条の 3 第 62 条の規定によって発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。 (1) 北海道旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、300 円とする。ただし、別に定める場合は、800 円とする。 <u>(2) 東日本鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、800 円とする。</u> <u>(3)</u> 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、310 円とする。 <u>(4)</u> 九州旅客鉄道会社線内各駅相互発着となる区間にあつては、300 円とする。ただし、別に定める場合は、500 円又は 800 円とする。 <u>(5)</u> 前各号以外の区間で、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する期間内の場合は、別に定める場合を除き 310 円とする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>

附則

この通達は、平成 26 年 3 月 15 日乗車となるものから施行する。